

ご本人確認についてのお願い

弊社におきましては、2008年3月1日（平成20年3月1日）以後、不動産売買契約の締結に際しまして、以下の通りお客様のご本人様確認をさせていただきます。

これは、「犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年3月31日法律第22号、以下「犯罪収益移転防止法」といいます。）の施行によるものであり、宅地建物取引業者並びに取引当事者等に課されました義務となりますので宜しくご理解の上ご協力賜りますようお願い申し上げます。

◎ご本人様の確認

1.お客様が個人の場合

お客様個人のお名前、ご住所及び生年月日を確認させていただきます。お客様以外の第三者の方（代理人）を通じてご契約される場合には、契約締結を代行されるその代理人の方につきましてもご本人様の確認をさせていただきますこととなります。

2.お客様が法人の場合

次のそれぞれの事項につきまして確認させていただきます。

- (1) その法人の名称及び本店または主たる事務所の所在地
- (2) その法人の代表者等取引の任に当たる方のお名前、ご住所及び生年月日

◎ご本人様の確認が必要な取引

弊社の代理または媒介により、宅地建物の売買契約を締結されるとき、ご契約者様全員のご本人様確認をさせていただきますこととなります。

なお、これらの取引以外の場合でも取引の安全確保等のため、お客様のご本人様確認をさせていただきます場合がございますので、ご協力をお願い申し上げます。

◎ご本人様の確認方法並びに確認させていただく書類

売買契約を締結するまでに次の書類の原本を直接ご提示いただくことによりお客様のご本人様確認を行います。なお、法令により、作成が義務付けられたご本人様確認記録の正確性を期すため、原則としてご提示いただいたご本人様確認書類のコピーを取得させていただきますので予めご了承くださいませお願い申し上げます。（ご了解いただけない場合には、前もって弊社営業担当者までお申出ください。）

【個人のお客様の場合】

お名前、ご住所及び生年月日の確認をさせていただくことによりお客様のご本人様確認を行います。以下のいずれかの書類をご用意くださいますようお願いいたします。

- ①運転免許証
- ②パスポート
- ③マイナンバーカード
- ④各種健康保険証
- ⑤在留カード 等

【法人のお客様の場合】

その法人の名称・本店または主たる事務所の所在地を確認させていただきます。以下のいずれかの書類をご用意くださいますようお願い申し上げます。

- ①登記事項証明書
- ②印鑑登録証明書

なお、その法人の代表者等取引の任に当たるご担当者のお名前、ご住所及び生年月日並びにその法人における役職あるいは所属部署についても確認させていただきますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。その場合の書類は【個人のお客様の場合】に記載した書類及び名刺となります。

【代理人の方が手続を行う場合】

代理人の方が有効な代理権限を有すること、代理人の方のお名前、ご住所及び生年月日について確認させていただきます。以下の書類をすべてをご用意くださいますようお願いいたします。

- ①委任状（お客様ご本人のご署名とご実印を押印されているもの）
- ②お客様ご本人の印鑑登録証明書
- ③代理人の方ご本人のご本人様確認書類（【個人のお客様の場合】に準じます。）

なお、お客様のご本人様確認を行っていない場合には、お客様ご本人のお名前、ご住所及び生年月日についても確認させていただきますので、お客様ご本人様の本人確認書類の原本またはコピーを代理人の方にご持参いただく必要がございます。

ご本人様確認書類は、ご提出いただいた時点で有効なものに限ります。有効期間が無い書類につきましては発行日から6ヶ月以内であるものとなります。発行日の無い書類は確認書類として扱いません。

ご提出いただきました確認書類と現在のご住所の記載が異なる場合には、予めご住所の変更手続きをお済ませの上、提出くださいますようお願い申し上げます。

ご本人様確認書類は、お名前、ご住所及び生年月日が記載されているものに限らせていただきます。

代理人の方がご契約手続を行う場合にご提出いただく委任状及び印鑑登録証明書は原本に限らせていただきます。

◎予めご了承ください事項

- ご本人様確認が出来ない場合にはご契約手続が出来ない場合がございます。
- ご提供いただいたご本人様確認書類は、法令に基づき、法令の要請する目的で利用させていただきます。
- ご提示並びにご送付いただきましたご本人様確認書類は、原則としてコピーを取得させていただきます。
- ご本人様確認書類のコピー、委任状、印鑑登録証明書はご返却いたしません。
- ご本人様確認書類の原本をご本人様が直接提示する以外の方法によりご提出いただいたお客様及び代理人の方等、本書面に記載した以外の書類をご本人様確認書類としてご提出されましたお客様及び代理人の方等には、法令に基づき必要な場合に、ご提出いただいた確認書類に記載されているご住所とお名前宛にご契約に係る書類を配達記録付郵便等で転送不要にしてお送りいたします。
- ご本人様以外の本人確認書類による取引や虚偽の本人特定事項の申告による取引は、犯罪収益移転防止法により禁止されており、処罰の対象となります。

以上